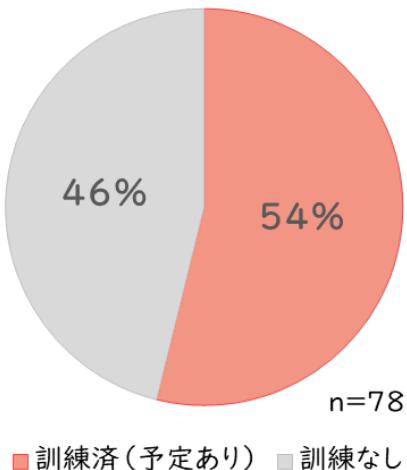


調査目的:積極的医療機関に整備された非常用電源を活用状況等を確認し、今後の地域における取組の参考とする。

調査対象:R6年度補助金により非常用電源を整備した積極的医療機関(107施設)

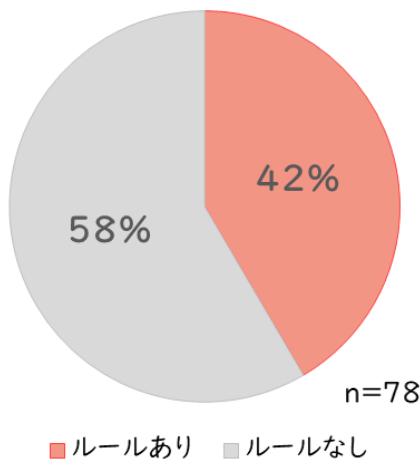
調査期間:10月22日~11月29日 回答率:72.9%(78/107施設)

● 簡易自家発電装置等を用いた訓練を実施したこと(又は実施する予定)はあるか。



- ・業者と保健所職員立会いの下、使用方法を確認し訓練実施。
- ・クリニックからの電源持ち出し→在宅患者宅への搬送→人工呼吸器への接続のシミュレーションの実施を予定。
- ・患者宅での在宅医と担当看護師、担当介護士等が参加し、実際に機器の操作をすることを検討。地域包括支援センターとの連携も検討中。
- ・起動・停止手順、電源接続・安全点検の方法を実践し、操作に慣れるといった動作面での訓練および非常用電源の優先使用対象者の想定や、実際に患者の元に届ける供給手順の訓練実施予定。(年1回)
- ・行政を含む拠点会議にて難病や電源を必要とする住民のピックアップ、地域別にプロットし、行政と協同の上、今後災害訓練時に簡易自家発電機等を用いた訓練も実施予定。

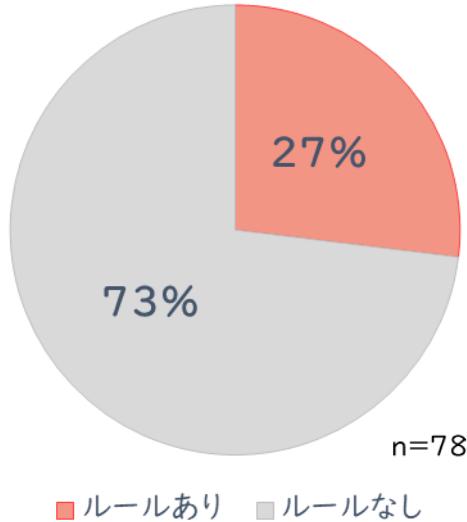
● 自院内における簡易自家発電装置等の使用ルールを策定しているか。



- ・所有している2台のうち、1台は病棟、1台は1階に配置。緊急時に病棟と総務課が分担して利用できる体制を整備。
- ・保健所主導で貸与される可能性のある患者をリストアップ及び貸与時の書類作成
- ・災害や停電時に在宅医療サービス継続のため、次の通りに使用予定。
使用開始は停電が長時間継続する場合とし、管理責任者の指示に従い、適切に使用。生命維持に直結する医療機器利用者を最優先とし、対象者を決定。該当者が多数の場合は医療依存度などを考慮し優先順位を決定。
- ・地域連携室から在宅の人工呼吸器の利用者をリストアップして災害担当者に伝え、停電等発生時は院長の指示の災害担当者が発電機の運搬と設置を行う。
- ・職員への使用方法の教育、月1回の動作確認、室内での安全管理、停電や非常事態時のみ使用などの使用条件を設定。

非常用電源の活用実態調査

● 地域において、積極的医療機関が備えている簡易自家発電装置等の運用ルールを策定しているか。



- ・保健所主導で慢性疾患患者のマップ・リストと運用ルール策定が行われており、当院はその一拠点として患者側へも病院リストが配布済。
- ・「非常用ポータブル電源レンタル規約」、「貸出スキーム」、「貸出申請書」について連携の拠点と共同で策定し、周知活動を実施。
- ・災害時に当院の在宅患者で人工呼吸器装着者がいない場合に限り、近隣の医療機関や介護施設に発電装置が必要かどうか確認することをルールとして策定。
- ・地域での運用ルール案が次の通りあり。
 - ▶大規模災害時の長期停電においては、管轄市町村の保健医療調整本部が主導
 - ▶医療用電源ステーションを立ち上げ、ステーションに発電機を配備。
 - ▶訪問看護事業所等はステーションから発電機を患者宅へ持ち込み。

● 簡易自家発電装置等の運用上の課題は何か。

- ・実際に地域との連携がスムーズにとれるのか、対応が間に合うのか、検証が必要。
- ・該当者への周知をどのようにすべきか。
- ・今後貸与するとなった場合、具体的な貸与期間をどのように設定すべきか。
また、設定した場合、超過した方に返却の催促をどうすべきか。貸与者と該当(使用)者の関係性の確認方法はどうなるか。担当保健所にて予め登録してもらうのか。
- ・ガソリンを燃料としているため、非常時に供給協定を近隣のガソリンスタンドと結ぶことができているが、通常時や訓練など平時の燃料確保が課題と感じている。
- ・患者に対しての貸し出し等のルールについての策定や優先順位の付け方などが難しい。
- ・津波が発生した場合に備えて、非常用電源は津波の被害に影響されない高さの場所に設置するようにしたいが、災害時において持ち出しが困難となる。速やかに行動することが必要であるがそこが課題である。
- ・災害発生時にもしも道路に問題が生じていたら、簡易自家発電装置を自動車で運搬できない可能性がある。